

CULTURE & ARTS BULLETIN

表しました¹。

本ガイダンスは、著作権は人間の創造性の産物についてのみ生じることを改めて明言した上で、一般論として、ある作品が人間の著作物であると認められるかどうかは、コンピュータが単に補助的な道具であるか、または、当該作品における伝統的な著作物の要素（文学的、芸術的若しくは音楽的な表現や選択、配置等の要素）が機械によって考案され実行されたかによって定まり、特に AI が生成した表現を含む作品については、AI が機械的複製（mechanical reproduction）によって表現に寄与しているか、それとも著作者が著作者自身の着想（mental conception）を AI によって具現化したのかが問題となる旨を述べます。

本ガイダンスによれば、上記判断はケースバイケースとならざるを得ないものの、AI 技術が人間からのプロンプト（テキストによる指示）のみを受け取り、それに応答して制作された作品は著作権で保護されないものとしています^{2 3}。

一方で、AI が生成した表現を含む作品が常に著作権の保護を受けられないわけではなく、本ガイダンスは、(i)AI が生成した表現を人間が十分に創造的な方法で選択又は配置した場合、結果として生じる作品全体が著作物を構成し、また、(ii)AI 技術によって生成された表現を人間が著作権保護の基準を満たす程度に改変した場合、改変後の作品が著作権によって保護されることも述べています。

また、AI 技術によって生成された表現については、AI によって生成された事実を秘匿してあたかも自らが創作したかのように自然人が行動するという問題が生じることも予想されますが、本ガイダンスは、著作権登録のために提出された作品に AI が生成した表現が含まれている場合は、申請者はその事実を開示する（そして、作品に対する人間の著作者の貢献について簡単な説明を提供する）義務を負うものとしています。

なお、アメリカ合衆国著作権局は、AI の学習のための著作物の使用や、その生成物の取扱い等の論点に関し、2023 年後半にパブリックコメントを実施する予定であるとのことです。

（高橋 悠）

2. 日本からの刑事告発による海外海賊版サイトの摘発

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）は、2023 年 3 月 28 日、中国江蘇省の公安局が、2023 年 2 月から 3 月にかけて、日本人向けアニメの海賊版サイ

¹ <https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/16/2023-05321/copyright-registration-guidance-works-containing-material-generated-by-artificial-intelligence>

² 例として、「ウィリアム・シェイクスピア風に著作権法に関する詩を書いてください」との指示に応じて生成された詩について、韻を踏むパターン、各行の単語、文章の構成は、テキスト生成技術によって決定されることに鑑み、その詩は著作権によって保護されないとしています。

³ なお、本ガイダンスは、著作権登録申請に際して、表現を作成する際に使用した AI 技術やそれを提供した企業を著作者とするべきではない旨を述べ、これらの者を AI 技術によって生成された表現の著作者として取り扱うことにも否定的であるようです。

CULTURE & ARTS BULLETIN

トとして最大の規模を誇る「B9GOOD」⁴の運営者ら4名（中国在住）を、権利者に無断でアニメ等の作品を配信した疑いで刑事摘発し、同サイトが完全に閉鎖されたことを公表しました⁵。同サイトの運営者らの特定には、CODAが2021年度より経済産業省の支援を受けてスタートした、海賊版サイトの運営者を特定するための「国際執行プロジェクト（CBEP）」による調査から得られた情報が用いられ、日本（CODA）からの刑事告発で中国の海賊版サイトの運営者やアップローダーが刑事摘発されたのは今回が初めてとなります。

また、続く2023年4月20日、CODAは、「goyabu.com」、「animeyabu.com」等、ブラジルにおいて、権利者から正規の許諾を受けることなく、日本アニメに現地語であるポルトガル語の字幕を付けてインターネット上に公開していた日本アニメの複数の悪質な海賊版サイトがCODA会員の刑事告発によって摘発され、閉鎖されたことを公表しました⁶。これは、ブラジル政府が2019年より官民協力による海賊版サイト対策として継続的に実施する「404作戦」の一環として、日本アニメに特化した「アニメ作戦(Operation Animes)」と命名された一斉摘発によるものです。このような日本人向けではなく「海外向け」に特化した海賊版サイトに対してCODA会員が刑事告発を行い、摘発されたのは今回が初めてとなります。

近年、デジタル・ネットワークの進展により、インターネット上の海賊版の問題は深刻化しています。2019年時点における海賊版サイトによる被害状況については、[本ニュースレター2022年7月号（Vol.10）](#)でも取り上げたところですが、2022年に実施された最新の調査によれば、映像、出版、音楽、ゲームの4ジャンルについて、2022年のオンライン上で流通する日本コンテンツの海賊版の被害額は、約1兆9,500億円～2兆2,020億円であると推計され⁷、2019年度調査における被害額推計約3,333億円～4,300億円の約5倍もの金額となっております、被害の深刻化が進んでいることを示しています。

日本国内においては、文化庁が、2022年6月に、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」⁸を公表し、日本コンテンツの正規流通と海賊版対策への取り組みを活発化させています。また、2016年～2018年に開設されていた国内の海賊版サイト「漫画村」の元運営者に対しては、刑事処罰として、著作権法違反及び組織犯罪処罰法違反の罪で懲役3年、罰金1,000万円、追徴金6,257万円が科されただけでなく、民事訴訟において出版大手3社から計19億円の損害賠償を求める訴訟を提起されています。さらに、元運営者だけでなく、「漫画村」に広告を提供して広告料を支払っていた広告代理店に、同サイトにおける公衆送信権の侵害の幫助行為を認めた知的財産高等裁判所の判決⁹が注目を浴びました。

⁴ B9GOODは日本のコンテンツが日本語で表示されており、日本からのアクセスが約95%を占め、日本人向けアニメの海賊版サイトとして最大の規模を誇っていました。

⁵ <https://coda-cj.jp/news/1424/>

⁶ <https://coda-cj.jp/news/1459/>

⁷ <https://coda-cj.jp/news/1472/>

⁸ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

⁹ 知財高裁令和4年6月29日判決（令和4年（ネ）第10005号事件）（https://www.courts.go.jp/app/fil/es/hanrei_jp/273/091273_hanrei.pdf）

CULTURE & ARTS BULLETIN

このように、国内における海賊版に対する取り締まりや制裁が強化される傾向にある中、CODA を通じて、日本人向けか海外向けか問わず、海外の日本コンテンツの海賊版サイトについても、運営者らに対する摘発やサイトの閉鎖等がなされたことは、日本コンテンツの正規流通による健全な文化の発展に向けた大きな一歩となるでしょう。今後も、日本か海外かを問わず、日本コンテンツの正規流通と海賊版対策を積極的に進めていくことが望まれます。

(佐藤 真澄)

3. 経済産業省が『FASHION LAW GUIDEBOOK 2023』を公表

経済産業省は、2023年3月31日、『[FASHION LAW GUIDEBOOK 2023](#)』を公表しました。

本ガイドブックは、ファッション分野の案件を取り扱う弁護士や弁理士が中心となって作成されました。ファッションブランドやデザイナー、若手クリエイター、ファッションを志す学生等がビジネスを展開するにあたり、ファッションローの観点から知っておいてほしい内容がまとめられています。具体的には、ファッション関係者からのご相談「あるある」なトピックを中心に、商標出願・登録、模倣、外部クリエイターへの依頼、卸先・工場との契約、サステナビリティ、海外でのビジネス展開、デジタルファッション等、ビジネスで直面する様々なテーマが幅広くカバーされています。

そもそも、ファッションローとは、特定の法を指すものではなく、知的財産法、契約法、労働法、国際取引法、環境規制等を含む、ファッション産業や業界に関わる様々な法律問題を取り扱う法分野をいいます。昨今、グローバル化やデジタル技術の発展によりファッションを取り巻く環境が劇的に変化しています。ファッションの作り手にとっても、ビジネスを行うにあたり留意すべき点が複雑化し、関係する法律の数も増えてきています。こういった背景から、ファッションローという横軸からファッション産業や業界に関わる法律問題をとらえた本ガイドブックは、大変有益なものであるといえます。

本ガイドブック自体は全 266 頁ものボリュームとなっていますが、本ガイドブックの冒頭には、ファッションビジネスの現場で直面する様々な問題がチェックリスト形式でまとめられ、続いて、各トピックごとに基本ポイントが解説されています。そこで、まずは冒頭のチェックリストを確認して検討ポイントの抜け漏れをチェックし、チェックリストから気になる部分のみ解説に目を通すという使い方も可能です。また、冒頭のチェックリスト部分のみ抜粋した概要版も有用です。

チェックリストの内容としては、例えば、ブランド立上げの際の商標についての留意点として、「ブランド名を決めるときは商標登録しやすいかどうかを意識しよう」、「ブランド名を決める前に他のブランドに商標登録されていないことを確認しよう」、「商標を使用するアイテムを決めよう」、「できるだけ早めに出願しよう」、「『まずは日本』、でも中国にも早く出願しよう」といった項目が分かりやすく挙げられていま

CULTURE & ARTS BULLETIN

す。一般に、法律が絡む話は敬遠されがちですが、ビジネス上誰もが避けては通れぬ道です。本ガイドブックでは、ファッション業界関係者にとって特に重要な論点がチェックリストとして抽出されており、ファッションビジネスを展開するにあたり“転ばぬ先の杖”となる性質を有しています。

経済産業省は本ガイドブックを普及させるための[動画](#)も製作し、本ガイドブックと併せて[経済産業省のウェブサイト](#)等で公開しています。動画の中では、ファッションビジネスを行うにあたりトラブルが起きやすいポイントが3つの事例形式で紹介されています。1つ目のケース「商標編」は、若手デザイナーが海外進出しようとしたところ、既に同じブランド名が先に商標登録されており、ブランド名を使えないこととなってしまった事例。2つ目のケース「リメイク編」では、アップサイクルビジネスとして、ブランド物の衣服をバッグにしたり、ロゴマークをアクセサリーにアップサイクルして販売したところ、トラブルに発展してしまっただ事例。また、3つ目のケース「プロモーション編」では、サステナブルなブランドであることをアピールするため、十分な根拠なく「カーボンニュートラル」という言葉を使ってしまったブランドが遭遇したトラブルを取り上げています。本ガイドブックのチェック項目を事前に確認しておけば、こういった問題が起こりやすいのかを事前に把握し、トラブルを未然に回避することができます。

本ガイドブックの公表により、ファッションの作り手を含めたファッション業界関係者が不当に不利益を被ることのない健全なビジネス展開が促進され、我が国のファッションビジネスがより一層発展することを願ってやみません。

(野々口 華子)

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

“文化芸術の中にある法を訪ねて (5)”

「倭寇と対馬の仏像の所有権」

対馬は、九州の福岡から直線距離で北に132キロ、朝鮮半島の釜山から南に53キロの海上に浮かぶ国境の島です。いにしへの防人の時代から日本と大陸との往来における重要な中継地として幾多の旅人が行きかい、また数多くの大陸の文化が日本に伝来しました。司馬遼太郎さんの「街道をゆく」のシリーズに収められた「壱岐・対馬の道」の最終章「佐須奈の浦」には、対馬の最北部の集落の一つである佐須奈の住人が、「以前には病院や映画見物のために釜山に出かけていた」と語る興味深いエピソードが紹介されており、存在の身近さを実感させられます。

この対馬にある観音寺というお寺から盗まれて、韓国内に持ち込まれた仏像の所有権を巡る韓国の高等裁判所の判決が最近話題となりました。問題の仏像は、2012年に文化財の窃盗団が盗み出した長崎県指定有形文化財の「観世音菩薩坐像」です。

CULTURE & ARTS BULLETIN

現在は盗品として韓国の国家機関に保管されており、日本政府は韓国政府にその返還を求めています。未だ実現しておらず、外交問題にもなっています。この仏像について、数百年前に倭寇によって略奪され、韓国から持ち去られたものであると主張して、韓国の浮石寺という寺院が韓国政府に対し、所有権の確認と引き渡しを求めて提訴しました。韓国の第一審裁判所である大田地裁は 2017 年に原告である浮石寺の請求を認める判決をしていたのですが、今年 2 月、大田高裁はこの第一審判決を取り消し、日本の観音寺に所有権があるとして、浮石寺の請求を棄却しました。高裁判決は、仏像制作当時の史料に記されている浮石寺と現在の浮石寺との同一性を確認できる資料がない上、観音寺は民法上の取得時効が成立する 20 年を超えて仏像の占有を続けており、浮石寺の主張は採用できないとしました。浮石寺側は上告して争う方針を表明しており、最終決着までにはなお暫く時間を要しそうです。

ところで、先日の[本ニュースレター2023年1月号 \(Vol.16\)](#)によりますと、東京のSONPO美術館に所蔵されているゴッホの名作「ひまわり」について、元所有者と主張するユダヤ人銀行家の遺族がSONPOホールディングスを被告として、米国イリノイ州の連邦裁判所に絵画の返還や約1,000億円の損害賠償を求める訴訟を提起したとのこと。この裁判で遺族側は、ナチスドイツから強制的に奪われた絵画の来歴に全く関心を払わないまま競売で落札し、商業目的に利用して不当な利益を得てきたという主張を展開しているようです。

このニュースに接した映画ファンの中には、名優ヘレン・ミレンが主人公のマリアを演じた「黄金のアデーレ 名画の帰還」を思い浮かべた方も少なくないことでしょう。「オーストリアのモナリザ」とも呼ばれたグスタフ・クリムトの傑作「アデーレ・ブロッホ＝バウアーの肖像 I」（通称「黄金のアデーレ」）が、故郷のウィーンを遠く離れ新天地アメリカに渡った数奇な運命を実話に基づいて映画化したものです。ニューヨークの美術館が 2006 年に取得した際の価格は実に 135 億円を超えとも言われ、絵画の取引史上、当時の最高価格としても話題になりました。この絵のモデルとなったアデーレはウィーンの裕福なユダヤ人実業家の妻で、アデーレ夫妻はクリムトや作曲家マーラーなど芸術家のパトロンとしても知られた存在でしたが、オーストリアに侵攻したナチスドイツに他の美術品とともにこの名画も奪われてしまいます。そして戦後になり「美術品は全てベルヴェデーレ宮殿に寄贈する」というアデーレの遺言に基づき、この絵はオーストリア共和国の宝としてウィーン市内にあるベルヴェデーレ宮殿を飾り、高い人気を集めていました。ナチスの迫害を逃れてアメリカに亡命していた主人公のマリアからこの名画の取戻しを依頼された若き弁護士シェーンベルクは、残されていた絵の代金の領収書を抛りどころにして、「購入者はアデーレの夫であり、その遺言により現在は相続人のマリアが所有者である」と主張して、オーストリア政府を相手にその引き渡しを求めたのです。当初は全く荒唐無稽な訴えと周囲から受け止められたのですが、その後 8 年にわたる紆余曲折の末にマリアの主張が認められることとなります。ナチス侵

CULTURE & ARTS BULLETIN

攻前後の戦前のウィーンにおける 20 代のマリアと、亡命先のアメリカで複雑な思いの中、この絵を取り戻すべく裁判に取り組む 80 代のマリアとを過去と現在の物語を交錯させながらテンポ良く描いており、国境を跨ぐ裁判劇として大変印象的な作品に仕上がっています。この映画では、アデーレ夫妻の二つの遺言の効力が争点になりましたが、上述したイリノイ州の裁判の今後の行方がどのように展開していくのか注目されるどころです。ただいずれにしても、グローバルに芸術作品が動く時代にあっては、様々な歴史的由来を有する作品の取得に伴うリスクにも慎重な配慮が必要になってきたことを示すものといえそうです。

日韓両国は最も近い隣国として、長い年月にわたり様々な交流を重ねてきました。歴史を遡ると、時には大変不幸な出来事や事件も発生しましたし、危機的な関係に直面したことも一度や二度ではありませんでしたが、その度に多くの人たちの並々ならぬ努力と英知によって難題を克服し、友好関係を再構築して今日に至っています。近時少し危うい兆しがあった日韓関係ですが、ここにきて漸く雪解けムードが醸成され、重要人物の往来も始まってきたようであり、善隣友好関係がさらに深化することを大いに期待したいものです。文化財の歴史的由来が近代的法制度の下における所有権概念に与える影響については、改めて考えてみるとなかなか難しい問題を孕んでいるようにも感じられ、世界中の美術館や博物館の展示品の中には悩ましい問題が生じる可能性のあるものもないわけではないと思われます。冒頭で紹介した韓国で進行中の裁判の行方にもなお目が離せませんが、無事に解決が図られ、一日も早く仏像が本来のあるべき場所に安置されることを祈りたいと思います。

(奥田 隆文)

【編集後記】

- ◇ 2023年3月27日から、文化庁が京都の新庁舎で業務を開始しました。京都に移転する意義としては、東京一極集中の是正のほか、文化の力による地方創生や地域の文化財の活用等による文化芸術の振興など、文化庁に期待される政策ニーズへの対応が背景にあるようです。移転に向けたスローガンがかけ声だけに終わらぬよう、京都の歴史的・地理的・環境的特性を活かした政策が発揮されることを期待したいと思います。
- ◇ 本号のトピックには、AI生成物の著作権、海賊版サイトの取り締まり、経産省のガイドブックの公開といった多彩なテーマが並びました。昨今のデジタル技術の飛躍的進化に伴い、文化芸術分野の権利関係も複雑化しており、関係者としても、迅速なキャッチアップが求められます。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：小田 大輔、野々口 華子)